

令和3年度 第1回甲賀市総合教育会議 次第

・日 時 令和3年(2021年)8月18日(水)

10:30~12:00

・場 所 甲賀市役所4階 教育委員会室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 協 議

【議題1】 令和3年度教育施策予算について

【議題2】 甲賀市教育大綱の改定について

4. 事務連絡

5. 閉 会

【配付資料】	・資料 1	令和3年度当初予算の概要(教育委員会事務局)
	・資料 2-1	甲賀市教育大綱の改定について
	・資料 2-2	甲賀市教育大綱に係る協議等について
	・資料 3	甲賀市教育大綱改定案
	・資料 4	甲賀市総合教育会議構成員名簿
	・資料 5	甲賀市総合教育会議設置要綱

当初予算の概要 教育委員会事務局

1 令和3年度予算の特徴、財源配分、事務事業見直しの考え方

【部局の役割】

甲賀市教育大綱に掲げる教育方針「たくましい心身と郷土への誇りを持ち、未来を切り拓く人を育てる」の具現化に向け、大綱の目標達成をめざすとともに、総合教育会議等を通じて、市長と教育委員会との一層の連携、情報共有、合意形成を図り、甲賀市教育振興基本計画を着実に実践していくことで、総合計画にある未来像“あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち”の実現をめざします。

【令和3年度事業計画に対する方針】

- 第2次総合計画・実施計画並びに第3期教育振興基本計画に掲げる教育施策に基づき、主要施策を着実に推進します。
- 幼保・小中学校再編計画については、検討協議会による地元の意向を踏まえたうえで、計画の進め方について市の方向性を示すとともに、小中学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい施設について教育環境の改善を図ります。
- 学校や園、家庭、地域等の連携を強化し、教育内容の充実を図るとともに、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みを構築します。
- ICT教育の推進を図るため、モデル校における実践を更に進めるとともに、実践事例については各校での展開を図ります。
- 市内小中学校における不登校児童生徒の支援を進めます。
- コミュニティスクールについて、モデル校を定めて取り組みを進めます。
- 社会の変化に対応し、地域やNPO、大学、企業などの多様な主体と連携・協働し、実践的な学習機会の提供に取り組むとともに、柔軟性ある事業を展開するなど、社会教育を通じた持続可能な地域社会の形成に努めます。
- 東京2020パラリンピックのホストタウン事業に向けては、選手団の受け入れや地元出場選手の応援企画を進めるとともに、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備を進めます。

【財源配分、事務事業見直しの考え方】

- 老朽化の著しい学校施設の長寿命化を進め、計画的に教育環境の改善を図ります。
- 施設の維持管理経費については、緊急時の対応を視野に入れつつ、無駄削減に努めました。

2 当初予算額

(単位：千円)

所 属	令和3年度当初予算額①			令和2年度当初予算額②			差引(①-②)		
	歳出総額	一般財源	特定財源	歳出総額	一般財源	特定財源	歳出総額	一般財源	特定財源
教育総務課	1,307,887	831,749	476,138	1,529,069	886,076	642,993	▲221,182	▲54,327	▲166,855
学校教育課	888,968	700,419	188,549	855,971	716,700	139,271	32,997	▲16,281	49,278
社会教育スポーツ課	655,608	505,809	149,799	528,565	442,260	86,305	127,043	63,549	63,494
歴史文化財課	121,248	68,213	53,035	132,779	50,803	81,976	▲11,531	17,410	▲28,941
部局合計	2,973,711	2,106,190	867,521	3,046,384	2,095,839	950,545	▲72,673	10,351	▲83,024

3 前年度との比較

所 属	予算額の主な増減、事業見直しの内容
教育総務課	中学校施設長寿命化改良事業の着手による増【+28,500千円】
	中学校大規模改造工事の平年化に伴う仮設校舎賃貸料の増【+25,080千円】
	小学校大規模改造工事完了に伴う仮設校舎賃貸借の減【▲94,657千円】
学校教育課	ICTを活用した学校活動の推進のための増【+24,465千円】
	医療的ケアが必要な児童のための学校看護師配置による増【+2,110千円】
	教科担任制の導入及びICT教育の推進のための教員の指導力向上のため人件費の増【+12,543千円】
社会教育スポーツ課	信楽まちなか芸術祭開催に併せて市内全域を文化・芸術で彩るアール・ブリュット事業実施の増【+3,000千円】
	東京2020オリンピック・パラリンピックに係る関連事業【+2,784千円】
歴史文化財課	紫香楽宮跡保存事業【+32,723千円】、地域文化財活用事業【+7,029千円】
	水口城御成橋修繕にかかる増【+8,600千円】

主要事業予算 教育委員会事務局（1）

（単位：千円）

No	種別	事業名及び概要		令和3年度当初予算額		予算の内訳		
1		中事業名	小学校施設維持補修事業		事業予算額 70,150		<ul style="list-style-type: none"> ・維持補修工事 68,500 ・調査・設計費 1,500 ・その他 150 	
		小事業名	小学校施設維持補修事業		国庫			
		予算書頁	297	小学校施設の老朽化に伴い、学校からの要望や突発的な緊急修繕が多くあります。学校施設の安全管理のため、維持補修を実施します。		県費		
		担当課	教育総務課			地方債		
						その他		
		一般財源	70,150					
2		中事業名	中学校施設維持補修事業		事業予算額 25,800		<ul style="list-style-type: none"> ・維持補修工事 24,950 ・調査・設計費 800 ・その他 50 	
		小事業名	中学校施設維持補修事業		国庫			
		予算書頁	305	中学校施設の老朽化に伴い、学校からの要望や突発的な緊急修繕が多くあります。学校施設の安全管理のため、維持補修を実施します。		県費		
		担当課	教育総務課			地方債		
						その他		
		一般財源	25,800					
3	新	中事業名	土山中学校長寿命化改良事業		事業予算額 28,500		<ul style="list-style-type: none"> ・設計費 28,500 	
		小事業名	土山中学校長寿命化改良事業		国庫			
		予算書頁	309	建物の機能や設備を良好な状態に保ち、生徒が安全・安心に学校生活を過ごせるように、学校施設の長寿命化改良事業を実施します。		県費		
		担当課	教育総務課			地方債		27,000
						その他		1,000
		一般財源	500					
4		中事業名	城山中学校大規模改造事業		事業予算額 100,320		<ul style="list-style-type: none"> ・物品借上料 100,320 	
		小事業名	城山中学校大規模改造事業		国庫			
		予算書頁	309	教育環境の改善を目的として、施設老朽化に対する大規模改造工事を実施します。併せて、トイレ改修工事、空調設備整備工事を実施します。		県費		
		担当課	教育総務課			地方債		95,300
						その他		5,000
		一般財源	20					
5	拡	中事業名	学校給食事業		事業予算額 340,564		<ul style="list-style-type: none"> ・賄材料費 340,564 	
		小事業名	学校給食事業		国庫			
		予算書頁	359	地元産食材の活用に加え、保護者の負担を増やすことなく食材の充実を図ることで給食の質向上に取り組み、食育を推進します。		県費		
		担当課	教育総務課			地方債		
						その他		340,564
		一般財源						
6		中事業名	ALT設置事業		事業予算額 55,287		<ul style="list-style-type: none"> ・JETプログラム招致事業に係る経費 30,303 ・民間委託 22,550 ・コーディネーター 2,434 	
		小事業名	ALT設置事業		国庫			
		予算書頁	287	ネイティブな生きた英語授業を行うため、外国語指導助手（ALT）を中学校6校に6人、小学校21校に5人（民間委託）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。		県費		
		担当課	学校教育課			地方債		
						その他		2,136
		一般財源	53,151					

主要事業予算 教育委員会事務局（2）

（単位：千円）

No	種別	事業名及び概要		令和3年度当初予算額		予算の内訳		
7		中事業名	学校不適応支援事業		事業予算額		・スクール・ソーシャルワーカー派遣事業（3人） 4,204 ・訪問相談員事業（2人） 2,714 ・不登校対策事業 1,700 ・研修会等 58	
		小事業名	学校不適応支援事業		国庫			
		予算書頁	289	不登校傾向や不適応傾向等で不安や悩みをもつ子どもたちが、学校での学習、生活、対人関係等をスムーズに送れるよう支援します。小・中学校に対して、スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）と訪問相談員を派遣し、児童生徒の学校適応力の向上を図ります。		県費		
		担当課	学校教育課	地方債		その他		1,000
				一般財源	7,676			
8		中事業名	特別支援事業		事業予算額		・学校看護師 10,009 ・学級支援員 689 ・教育支援委員会委員報酬 75 ・研修会等 97	
		小事業名	特別支援事業		国庫	3,500		
		予算書頁	289	インクルーシブ教育を推進するため、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒が在籍する小中学校に対し、看護師及び支援員を配置します。		県費		3,729
		担当課	学校教育課	地方債		その他		
				一般財源	3,641			
9	拡	中事業名	母語支援事業		事業予算額		・母語支援員 19,633 ・初期指導教室関連費 13,073 ・進路ガイダンス開催 200 ・事務費 430	
		小事業名	母語支援事業		国庫	6,021		
		予算書頁	289, 291	外国語を母語とする児童生徒及び保護者がスムーズな学校生活を送れるよう母語支援員を配置します。また、児童生徒が日本語に早く馴染むよう、初期指導教室を利用した日本語指導を行います。		県費		1,880
		担当課	学校教育課	地方債		その他		15,297
				一般財源	10,138			
10		中事業名	小学校教育支援事業		事業予算額		・教育扶助費 11,426 ・事務費 114	
		小事業名	第三子以降学校教育支援事業（小学校）		国庫			
		予算書頁	299	第三子以降の児童の義務教育に係る費用の一部を給付することにより、多子世帯の教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進します。		県費		
		担当課	学校教育課	地方債		その他		
				一般財源	11,540			
11	拡	中事業名	確かな学力向上事業		事業予算額		・学力育成指導員 8,669 ・日本語指導加配 2,700 ・スクールサポートスタッフ 6,392 ・小1すこやか支援員 13,701 ・学力向上にかかる研修等 381 ・英語専科教員 2,616 ・学校事務補助員 2,318 ・養護教諭 3,067 ・特別支援員 50,306 ・教科担任 9,146	
		小事業名	確かな学力向上事業（小学校）		国庫			
		予算書頁	299, 301	児童一人ひとりが主体的に学ぶ学習形態を取り入れた授業への改善や確認テストを通して、児童の学びの意欲、やる気の高揚と基礎基本の定着、思考・判断・表現力など確かな学力の向上を図ります。		県費		3,799
		担当課	学校教育課	地方債		その他		26,500
				一般財源	68,997			
12		中事業名	ICT教育環境整備事業		事業予算額		・指導者用コンピュータ 4,719 ・学習者用コンピュータ 107,407 ・電子黒板 3,302 ・フィルタリングソフト 2,196 ・ICT支援員派遣業務 18,667 ・サーバ導入 3,099 ・無線LANシステム 7,423 ・教育用通信ネットワークシステム業務委託 11,771 ・モバイルルーター通信料 3,180 ・機器修繕料 1,000 ・校務支援システム 10,836 ・土山小講師謝礼 970	
		小事業名	ICT教育環境整備事業（小学校）		国庫	5,903		
		予算書頁	301	無線LANを利用し、電子黒板、デジタル教科書、児童用タブレット端末などのICT環境を活用した授業を推進させるとともに、ICT支援員やICT教育指導員を配置し、学力向上に効果的な利用につなげます。		県費		
		担当課	学校教育課	地方債		その他		51,010
				一般財源	117,657			

主要事業予算 教育委員会事務局 (3)

(単位：千円)

No	種別	事業名及び概要		令和3年度当初予算額		予算の内訳		
13		中事業名	児童就学援助事業		事業予算額		・教育就学奨励費	8,462
		小事業名	特別支援教育就学奨励事業 (小学校)		国庫	4,231		
		予算書頁	301,303	特別支援学級に在籍している児童の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費、学用品費等の一部を援助します。	県費			
		担当課	学校教育課		地方債			
					その他			
		一般財源	4,231					
14		中事業名	中学校教育支援事業		事業予算額		・学力向上推進事業補助 (検定料全額補助) 手数料補助金	5,880 266
		小事業名	英検支援事業 (確かな学力向上事業)		国庫			
		予算書頁	307	英語検定を受験することにより、生徒の目標に挑戦する主体的な学びの育成と意欲、さらには英語力の向上と家庭における自主学習意欲の向上を図るとともに、受験に係る保護者の負担を軽減します。	県費			
		担当課	学校教育課		地方債			
					その他	550		
		一般財源	5,596					
15		中事業名	中学校教育支援事業		事業予算額		・教育扶助費 ・事務費	3,958 20
		小事業名	第三子以降学校教育支援事業 (中学校)		国庫			
		予算書頁	307	第三子以降の生徒の義務教育に係る費用の一部を給付することにより、多子世帯の教育に係る負担を軽減し、子育て支援及び子育て世代の移住定住を促進します。	県費			
		担当課	学校教育課		地方債			
					その他			
		一般財源	3,978					
16		中事業名	確かな学力向上事業		事業予算額		・ICT教育指導員 ・日本語指導加配 ・スクールサポートスタッフ ・部活動指導員 ・教科指導 ・学校事務 ・特別支援員 ・学力向上にかかる研修等 ・教員資質向上研修	3,397 2,208 1,929 1,631 71,414 3,905 15,280 309 500
		小事業名	確かな学力向上事業 (中学校)		国庫			
		予算書頁	307	生徒一人ひとりが主体的に学ぶ学習形態を取り入れた授業への改善や確認テストを通して、生徒の学びの意欲、やる気の高揚と基礎基本の定着、思考・判断・表現力など確かな学力の向上を図ります。	県費	1,816		
		担当課	学校教育課		地方債			
					その他	17,000		
		一般財源	81,757					
17		中事業名	ICT教育環境整備事業		事業予算額		・指導者用コンピュータ ・学習者用コンピュータ ・電子黒板 ・フィルタリングソフト ・ICT支援員派遣業務 ・サーバ導入 ・無線LANシステム ・大型モニター ・教育用通信ネットワークシステム ・業務委託 ・モバイルルーター通信料 ・校務支援システム ・機器修繕料	1,871 27,332 1,949 628 5,334 885 2,121 1,584 3,363 912 3,096 300
		小事業名	ICT教育環境整備事業 (中学校)		国庫	2,340		
		予算書頁	307,309	無線LANを利用し、電子黒板、デジタル教科書、生徒用タブレット端末などのICT環境を活用した授業を推進させるとともに、ICT支援員やICT教育指導員を配置し、学力向上に効果的な利用につなげます。	県費			
		担当課	学校教育課		地方債			
					その他	19,180		
		一般財源	27,855					
18		中事業名	キャリア教育推進事業		事業予算額		・講師謝礼 ・事務費	60 40
		小事業名	ゲストティーチャー事業		国庫			
		予算書頁	309	これまでの事業所におけるチャレンジウィークの取り組みに加え、市内で起業されている方に話を聞かせていただき、自分の進路の選択できる幅を広げるとともに、生徒一人ひとりが進路選択できる力を養う。	県費			
		担当課	学校教育課		地方債			
					その他			
		一般財源	100					

主要事業予算 教育委員会事務局（４）

（単位：千円）

No	種別	事業名及び概要		令和3年度当初予算額		予算の内訳	
19		中事業名	生徒就学援助事業		事業予算額 4,956		・教育就学奨励費 4,956
		小事業名	特別支援教育就学奨励事業（中学校）		国庫	2,478	
		予算書頁	309	特別支援学級に在籍している生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費、学用品費等の一部を援助します。	県費		
		担当課	学校教育課		地方債		
					その他		
		一般財源	2,478				
20		中事業名	生涯学習推進事業		事業予算額 1,936		・社会教育指導員設置 1,736 ・あいこうか生涯カレッジ負担金 150 ・その他事業費 50
		小事業名	生涯学習推進事業		国庫	896	
		予算書頁	321	公民館、地域市民センターでの「地域づくり」「人づくり」事業への指導・助言を行う社会教育指導員を設置します。また、異世代、異年齢交流を目的としたまなびの体験広場や、地域課題を発展的に学習するあいこうか生涯カレッジ（立命館大学との連携）を開催し、学習機会を充実します。	県費		
		担当課	社会教育スポーツ課		地方債		
					その他	1,040	
		一般財源					
21	拡	中事業名	公民館運営事業		事業予算額 31,619		・夢の学習事業委託 30,392 ・その他事業費 1,227
		小事業名	夢の学習事業（各公民館運営事業）		国庫	12,196	
		予算書頁	323, 325	子どもたちが健やかに育つ地域づくりを推進するとともに、持続可能な生涯学習社会を実現するため、「夢の学習事業」を実施します。特に子どもの居場所づくりや高齢者の健康づくりの推進、また、地域資源を活用した事業展開など全庁的な取り組みを進めます。	県費		
		担当課	社会教育スポーツ課		地方債		
					その他	18,556	
		一般財源	867				
22		中事業名	公民館運営事業		事業予算額 11,531		・社会教育コーディネーター設置 11,484 ・その他事業費 47
		小事業名	社会教育コーディネーター設置事業		国庫		
		予算書頁	323, 325	中央公民館5館に社会教育コーディネーターを配置し、夢の学習事業の実施や自治振興会とも連携を図りながら地域における社会教育事業を推進します。また、各学校におけるコミュニティスクールの設立に合わせ、地域と学校の実情に応じた地域学校協働活動を推進します。	県費		
		担当課	社会教育スポーツ課		地方債		
					その他		
		一般財源	11,531				
23	拡	中事業名	文化振興推進事業		事業予算額 12,047		・報酬、報償費 1,151 ・美術展覧会展示等業務委託 317 ・アール・ブリュット事業委託 3,000 ・鈴鹿馬子唄全国大会開催負担金 1,000 ・文化協会連合会活動他補助金 6,000 ・その他事業費 579
		小事業名	文化振興推進事業		国庫		
		予算書頁	345	市民が文化芸術に親しむ機会を提供するため、美術展やアール・ブリュットの普及支援、文化協会や文化団体の活動を支援します。	県費		
		担当課	社会教育スポーツ課		地方債		
					その他	1,708	
		一般財源	10,339				
24		中事業名	文化振興推進事業		事業予算額 1,700		・委託料 1,700
		小事業名	金の卵プロジェクト事業（文化）		国庫	850	
		予算書頁	345	子ども達が「一流」に触れる機会を創出し、文化芸術への関心や感性を高め、次代を担う人材を育成するため、教室を開催します。	県費		
		担当課	社会教育スポーツ課		地方債		
					その他	850	
		一般財源					

主要事業予算 教育委員会事務局（5）

（単位：千円）

No	種別	事業名及び概要		令和3年度当初予算額		予算の内訳	
25		中事業名	社会体育一般事業		事業予算額		・聖火リレーコース設営業務委託 674 ・オリンピック・パラリンピック 応援関連業務委託 2,300 ・バス運行業務委託 1,122 ・イベント設営事業委託 2,255 ・県実行委員会負担金 217 ・その他事業費 2,821
		小事業名	社会体育一般事業		国庫		
		予算書頁	349	東京2020オリンピック聖火リレーを安全に実施するとともに、本市にゆかりのある選手を応援します。	県費		
		担当課	社会教育 スポーツ課		地方債		
					その他	5,000	
		一般財源	4,389				
26		中事業名	スポーツ教室開設事業		事業予算額		・委託料 800
		小事業名	金の卵プロジェクト事業（スポーツ）		国庫	400	
		予算書頁	353	子ども達が「一流」に触れる機会を創出し、スポーツへの関心や感性を高め、次代を担う人材を育成するため、教室を開催します。	県費		
		担当課	社会教育 スポーツ課		地方債		
					その他	400	
		一般財源					
27		中事業名	国民スポーツ大会事業		事業予算額		・視察経費 249 ・市準備委員会負担金 406 ・その他事業費 173
		小事業名	国民スポーツ大会事業		国庫		
		予算書頁	355	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備を進め、甲賀の魅力発信と市民スポーツを推進します。	県費		
		担当課	社会教育 スポーツ課		地方債		
					その他		
		一般財源	828				
28		中事業名	ホストタウン事業		事業予算額		・シンガポール交流推進業務委託 1,075 ・障がい者スポーツ推進業務委託 500 ・ホストタウン滋賀交流推進実行 委員会負担金 5,000 ・その他事業費 2,000
		小事業名	ホストタウン事業		国庫		
		予算書頁	355	東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるシンガポール選手団の事前合宿受入れを中心にホストタウン事業を通じた交流や市民への障がい者スポーツの普及を図ります。	県費		
		担当課	社会教育 スポーツ課		地方債		
					その他	6,000	
		一般財源	2,575				
29		中事業名	文化財保護推進事業		事業予算額		・正福寺金剛力士像修理 1,243 ・曳山修理（2町） 733 ・曳山用具等修理（1町） 24
		小事業名	指定文化財保存修理補助事業		国庫		
		予算書頁	331	文化財を次世代へ継承するとともに、地域での文化財の保存活用への意識を高めるため、市内指定文化財の保存補修に係る経費に対する補助を実施します。	県費		
		担当課	歴史文化財課		地方債		
					その他		
		一般財源	2,000				
30	新	中事業名	地域文化財活用事業		事業予算額		・資料調査員報酬等 4,751 ・土山宿本陣図面作成 1,228 ・万人講常夜灯柵修繕工事 900 ・パンフレット作成 150
		小事業名	地域文化財活用事業		国庫		
		予算書頁	333	甲賀市に所在する文化財を、本市の豊かな歴史や文化、地域環境を踏まえて保存・活用し、情報発信します。	県費		
		担当課	歴史文化財課		地方債		
					その他	406	
		一般財源	6,623				

主要事業予算 教育委員会事務局（6）

（単位：千円）

No	種別	事業名及び概要		令和3年度当初予算額		予算の内訳		
31	新	中事業名	歴史民俗資料館運営事業		事業予算額 8,600		<ul style="list-style-type: none"> 水口城跡御成橋修繕工事 8,300 水口城跡御成橋前石畳修繕工事 300 	
		小事業名	水口城跡環境整備事業		国庫			
		予算書頁	333, 335	水口城跡の保存と資料館等での活用を行うため、周辺環境の整備を行います。		県費		
		担当課	歴史文化財課			地方債		
			その他	8,003				
				一般財源	597			
32		中事業名	市内遺跡緊急発掘調査事業		事業予算額 12,884		<ul style="list-style-type: none"> 委員会開催経費 816 公園整備基本設計 10,406 先例地視察 271 寄付地登記測量 950 史跡用地維持管理 441 	
		小事業名	紫香楽宮跡史跡整備事業		国庫			
		予算書頁	335, 337	宮町地区にある紫香楽宮の宮殿跡を史跡公園として整備します。		県費		
		担当課	歴史文化財課			地方債		
			その他	5,000				
				一般財源	7,884			
33		中事業名	水口岡山城跡活用事業		事業予算額 2,979		<ul style="list-style-type: none"> 城跡環境整備 1,114 フォーラム、展示等 1,775 山城サミットほか 90 	
		小事業名	水口岡山城跡活用事業		国庫	887		
		予算書頁	337, 339	国史跡水口岡山城を市民に広くアピールするために、市民団体と協働して歴史フォーラムや企画展を開催します。また、見学者の利便性向上のため、城跡の環境整備も実施します。		県費		
		担当課	歴史文化財課			地方債		
			その他					
				一般財源	2,092			
34	新	中事業名	史跡保存事業		事業予算額 32,723		<ul style="list-style-type: none"> 文化庁・県協議出張旅費 146 史跡境界調査土地測量 32,577 	
		小事業名	紫香楽宮跡保存事業		国庫			
		予算書頁	337	紫香楽宮跡の東山遺跡を開発等から適切に保存し、将来に継承するために必要な措置を講じます。		県費		
		担当課	歴史文化財課			地方債		
			その他	20,000				
				一般財源	12,723			
35		中事業名	紫香楽宮跡活用事業		事業予算額 1,368		<ul style="list-style-type: none"> 情報発信等 795 史跡景観維持 123 集客効果試行業務 450 	
		小事業名	紫香楽宮跡活用事業		国庫	219		
		予算書頁	339	紫香楽宮を保護し、次世代に引き継ぐために、史跡を活用した地域振興、観光振興事業を展開します。		県費		
		担当課	歴史文化財課			地方債		
			その他	195				
				一般財源	954			

甲賀市教育大綱の改定について

改定の理由

平成27年4月の法改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）により、自治体の長は、総合教育会議を設けること、総合教育会議の場で教育大綱を策定することなどが明記されました。これにより、平成27年8月に本市も甲賀市教育大綱を策定しました。

教育大綱は、甲賀市総合計画を上位計画とし、今回、令和3年3月に策定した市総合計画第2期基本計画の方向性に沿う内容とするために改定を行うものです。

教育大綱の位置づけ



改定の概要

今回の改定は、各施策の方向性を示した基本計画の見直しによるものであることから、教育大綱の核となる「教育方針」や「教育目標」については、原則、現行通りとし、より具体的な取り組みを示している「教育施策の柱」の内容を改定（時点修正）することとします。

主な変更点

- 「道徳教育」は学校教育の中で推進する考え方で整理し、「学校教育・青少年の健全育成」の施策に組み入れることとします。
- 「国際教育」に優れた世界の共通課題を解決できる人材が必要であることから、「学校教育・青少年の健全育成」の施策に『国際教育の充実』を追加します。
- 新たに『多文化共生』の施策を追加し、外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくりを推進します。

今後のスケジュール

8月18日	第1回総合教育会議（改定案報告）
9月7日～9日	総務常任委員会・厚生文教常任委員会（改定案報告）
9月中旬	教育委員協議会（改定案報告）
10月上旬	第2回総合教育会議（改定）

甲賀市教育大綱改定に係る協議等について

第 1 回総合教育会議までの協議経過

- 6月28日 大綱の素案について協議（教育委員会事務局・政策推進課）
～30日
- 7月21日 第8回教育委員協議会（改定案提示）
- 7月28日 定例教育委員会終了後、改定案について意見交換
- 8月 4日 11日の定例教育委員会までに予め教育委員様に改定案を郵送
- 8月11日 定例教育委員会終了後、改定案について報告

提言等の内容

1. 教育方針（2ページ）

- 『たくましい心身』は大切である。教育目標にもあるが『豊かな心』『人への思いやり』『感謝の心』を身につけるためには『たくましい心身』が基本となると考える。これらを育む施策として『地域の清掃活動への参加』を盛り込んでどうか。

☞「たくましさ」は、教育目標2の最後「心身ともにたくましい人を育てます」であり、「地域の清掃活動への参加」は、教育施策の柱『学校教育・青少年の健全育成』にある「生きる力を育む体験活動の推進」の施策の一つと考えております。

2. 教育目標（3ページ）

- オリンピックに出ている日本人選手のコメントなどから、周りの人への感謝の心、周りに配慮できる心が大切と考える。教育目標2に「豊かな心」はあるが、『感謝の心』を盛り込んで。また、施策の柱に『人への思いやり』を育む施策を盛り込むことも検討を。

☞『感謝の心』は、教育目標2の「豊かな心」を醸成していく中で培われていくものであり、『人への思いやり』は、教育施策の柱「学校教育・青少年の健全育成（1）学校教育の充実」に新たに追加する「豊かな心と感性を育む道德教育の推進」の中で育まれていくものと考えております。

3. 教育施策の柱（4ページ）

- 『我慢強さ』を育む施策を盛り込めないか。「地域の清掃活動への参加」など。成果が見えるので、支援が必要な子どもにとっても清掃活動への参加は良いことである。

☞大綱には「地域の清掃活動への参加」という限定した施策は示さず、大きな視点から「我慢強さ」を引き出す取り組みを推進します。

○『インクルーシブの理念を受けての特別支援』により、早期から相談支援ができる体制づくりを盛り込むべき。『教員だけではない、子どもたち同志の育て合いが実現できるための教育、啓発』についても盛り込むべき。

☞施策の柱『学校教育・青少年の健全育成』に新たに「特別支援教育の推進」を追加します。

○『国際教育』に優れている、『国際感覚』をもつ児童、世界の共通課題を解決できる人材が必要。児童生徒に限定せず、もっと視野を広げた表現にできないか。

☞『国際教育の充実』を追加するとともに、児童生徒という限定した枠組みから、子どもから大人までの「人材の育成」として表現を修正します。

○「自然体験活動」を『周りがある地元の自然を活かした自然活動の推進』（例：地域にある山登り）に変更できないか。

☞理念を示す大綱としては、限定的な表現は避け、具体的施策については教育振興基本計画への盛り込みを検討します。

○青少年の健全育成は「自然体験活動」だけではない。生きる力を育むのは、いろいろな分野で若者が活躍できる場、いろいろなチャンスが必要。いろいろな団体とのつながりが大切である。

☞「生きる力を育む自然体験活動の推進」から「自然」という限定的な文言を削除します。

○市役所の窓口で、外国人だけではない総合的な窓口（体制）の検討は始まっていると聞いているので、「総合的な体制づくりの推進」は不要では。「日本語習得」は、『日本語指導』に。「進学等を支援」は、『進路支援』に変更を。

☞相談に限らず総合的な支援は必要であることから『外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり』と修正します。「日本語習得」は、『日本語指導』に。「進学等を支援」は、『進路支援』に修正します。

○「教員の危機管理能力の充実」の項目が必要では。

☞教育振興基本計画の見直しにあわせて、より具体的な施策の盛り込みを検討します。

甲 賀 市 教 育 大 綱

～未来を切り拓く人づくりをめざす～

(案)

~~平成29年(2017年)12月~~

令和3年(2021年)●月

甲賀市

〈目次〉

1. 教育方針	3
2. 教育目標	4
教育目標 1	ともに学び、ともに育ち、ともに生きる
教育目標 2	豊かな心と健やかな体を育む
教育目標 3	郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる
3. 教育施策の柱	5~6

1. 教育方針

たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる

本市には、中世から自治を重んじる「甲賀郡中惣*1」が芽生えるなど、地域どうしのつながりや人と人との絆を大切にする文化がいきづいています。

教育は、人づくりを通じてより良い未来をめざす実践であり、まちづくりの根幹を成すものであります。

そのためには甲賀市の伝統や文化を深く理解し、郷土愛にあふれ、地域に誇りを持ちながら、広い視野で自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりに貢献することのできる心豊かな人を育てることが大切です。

さらに、時代は高度情報化・グローバル化の進展と技術革新が進んでいます。

このような時代の変化に対応しながらたくましく生き、広く社会で活躍できる人、地域にいながらにして世界に発信することができる人を育てることも重要です。

また、いじめ・不登校・ひきこもりなど青少年を取り巻く状況が依然として深刻な中、いのちの尊さを重んじ、生きる力を育む教育が必要です。

~~これらを踏まえ、~~ **今後は、アフターコロナにおける新しい生活様式を教育にも取り入れながら、教育的ニーズに合わせたICTの活用を進め、**本市総合計画の未来像である「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を実現するため、「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを教育方針とし、教育施策を総合的に推進していきます。

*1 郡中惣：戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり、村の意思決定は合議制で定める民主的な体制。

2. 教育目標

教育方針に基づき、本市がめざす教育の姿を実現するために、次の3つの教育目標を掲げ、教育施策を推進していきます。

教育目標 1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる

就学前の乳幼児や小中学校の児童・生徒の誰もが安全に安心して学べる環境整備、いじめや不登校のない学校づくり、生涯にわたって「いつでも どこでも 学びたいときに学べる」環境づくりを進めます。

また、教職員の指導力と資質の向上を図るとともに、様々な課題を抱える子どもへの支援を充実し、主体的・協働的で深い学びをとおして、一人ひとりを確実に伸ばし、「確かな学力」と「生きる力」を育成します。

さらに、家庭、園、学校、地域及び企業の連携を強め、乳幼児期から高齢者に至るまで市民の交流の中で幅広い学びづくりに努めます。

教育目標 2 豊かな心と健やかな体を育む

道徳教育や人権教育、読書、様々な体験、優れた文化・芸術・芸能に触れる機会をとおして、自然や人を愛する思いやりのある豊かな心を育てるとともに、いのちを大切にし、お互いの人権を尊重する精神や態度を育成します。

また、誰もが気軽に文化やスポーツに親しめる環境を整え、健康で明るく生きがいのある充実した生活が送れるよう支援し、心身ともにたくましい人を育てます。

教育目標 3 郷土への誇りを持ち、世界に発信できる人を育てる

貴重な歴史遺産を引き継ぐとともに、日本遺産や国史跡に指定された文化財等の整備と活用を図ります。

そして、地域学を推進し、地域について深く学び、よく知ることによって郷土愛を育むとともに、まちの魅力を誇れる人を育てます。

また、グローバル社会で活躍していくために、キャリア教育やICT教育、英語教育の推進を図り、主体的に行動する力と発信できる力を身につけた人を育てます。

3. 教育施策の柱

3つの教育目標とその基本的方向を踏まえ、各教育分野で総合的かつ計画的に取り組む教育施策の柱を、次のとおり設定します。

子ども・子育て

- (1) **就学前乳幼児保育・教育の充実**
 - ・保育教育課程に基づいた保育・教育の充実
 - ・学びの芽生えを育み、就学につなげる教育・保育活動の推進
 - ・安心安全な保育・教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
 - ・**家庭における教育力の充実**~~親子の育ちにつながる家庭教育力の向上~~
 - ・家庭教育支援事業の**推進充実**
- (3) 地域の子育て力の**向上強化**
 - ・育ちをつなぐ家庭・地域・~~市民活動団体・企業~~・園・小学校・**各種団体・企業**の連携・協力
 - ・地域の人々との交流と支援

学校教育・青少年の健全育成

- (1) 学校教育の充実
 - ・~~児童生徒の~~学ぶ力を高め、確かな学力の育成
 - ・**豊かな心と感性を育む道德教育の推進（順番入れ替え）**
 - ・いじめ・~~不登校~~対策への取組強化（**順番入れ替え**）
 - ・**特別支援教育の推進（新規）**
 - ・グローバル社会で活躍できる~~児童・（トル）生徒人材~~の育成・**国際教育の充実（順番入れ替え）**
 - ・小中連携・一貫教育の推進（**順番入れ替え**）
 - ・地域学の推進と特色ある学校づくり
- (2) 教育環境の充実
 - ・将来を見据えた適正な学校教育環境の整備
 - ・I C T機器の導入等教育設備の充実
 - ・安全・安心な学校給食の提供
 - ・教職員の資質向上を図る研修の充実と研究の推進
 - ・教職員の働きやすい環境づくり
 - ・~~スクールソーシャルワーカーや訪問相談員、母語支援員、学力育成指導員など~~の**充実 支援員、相談員、指導員などの充実**
- (3) 青少年の健全育成

・一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな相談・支援の充実

・~~薬物~~・非行等の未然防止活動の**展開強化**

・生きる力を育む**自然**体験活動の推進

生涯学習・文化・スポーツ

(1) 生涯学習環境の充実

・いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実

・子どものときから本に親しむことができる環境づくり

(2) 文化・~~芸~~・芸術の振興

・文化・芸術・~~芸能~~の振興**に向けたのための**人材育成**・**、活動の場の充実**・**、自主活動支援

・文化・芸術**・芸能**の環境整備

(3) スポーツの振興

・だれもが気軽にスポーツに親しめる環境づくり

・スポーツ振興のための施設整備と指導者育成

歴史・文化財

(1) 文化財調査と保護

・文化財の調査、保護、保存による歴史文化遺産の継承

(2) 文化財等の活用

・市民との協働による文化財を活用したまちの魅力発信

多文化共生

・外国人児童生徒を支援する総合的な体制づくり

・学校や各種団体、企業、地域の連携による、日本語指導や進路支援の充実

道徳教育

・~~豊かな心と感性を育む~~教育の推進

・~~人の絆を大切にする意識の高揚とボランティア精神の育成~~

人権教育・人権啓発

・いのちを大切にし、人間の尊厳を基本とする、人が輝く教育の推進

・あらゆる場における人権教育の推進と指導者の育成

安全教育・防災教育・保健衛生教育

(1) 安全教育の充実

・安全対策の啓発や安全指導の充実

(2) 学校・園における防災教育の推進

・災害に適切に対応できる能力の育成

(3) **保健衛生教育の充実**

・**新型コロナウイルス感染症対策の徹底**

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
西 村 文 一	教育長	
松 山 顕 子	教育長職務代理者	
野 口 喜 代 美	委 員	
山 脇 秀 錬	委 員	
藤 田 浩 二	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。